

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成29年10月3日(火)

白井市役所3階会議室301

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 教育委員会組織の見直しについて

議案第2号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第3号 白井市教育センター室設置条例を廃止する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第4号 (新) 白井市学校給食共同調理場の名称について

7. 協議事項

協議第1号 白井市附属機関の見直しについて

8. 報告事項

報告第1号 小中学校へのエアコン設置に関する市長指示事項について

報告第2号 平成30年度白井市予算編成方針について

報告第3号 学校給食に提供するパン個別包装の実施について

報告第4号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

9. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委員 高倉 聡子

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長

染谷 敏夫

教育部参事

吉田 文江

教育総務課長	岡本 和哉
生涯学習課長	川上 清美
文化課長	山本 敏伸
書 記	中村 秀樹
書 記	品川 太郎

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから平成29年第10回白井市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2番に移ります。会議録署名人の指名。
会議録署名人の指名をいたします。
小林委員と川嶋委員に署名をお願いいたします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3番、前回会議録の承認。
前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いいたします。
○小林委員 2カ所、気づきましたので訂正をお願いします。
7ページの下から5行目、5行目の右のほうですね。「ちょっと、今、教える暇がないだとか」というところが、私が話した内容を伝えていないので、多分、その内容は、打ち合わせにないことは教えないとかそういうような内容で言ったかと思しますので、そのような趣旨に訂正していただければと思います。
それから、もう一つは、19ページ、上から3行目、「小規模特認校として、既に回覧を回して、ある意味というのは」。そのところ、意味が通っていないと思いますので、多分、小規模特認校になるということを既に回覧を回して知らせているのはという趣旨のことを言ったかと思しますので、そのような内容に訂正していただければと思います。以上です。
○井上教育長 ほかにございますでしょうか。
○石亀委員 済みません、私も議事録をどなたが読んでもわかりやすい内容にさせていただきたいという希望もありまして、訂正させていただいたものを既に事務局のほうにお願いしてありますので、そのことだけお伝えしておきます。
○井上教育長 ほかにございますでしょうか。
よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員報告

○井上教育長 それでは、次に進みます。委員の報告を行います。各委員の皆さんから何かありまし

たらよろしくお願ひいたします。

○川嶋委員 9月11日、10月2日、中木戸公園競技場広場放課後子ども教室へ行ってまいりました。私が参加した両日とも、30名弱の参加者、それと、プラス保護者といった参加状況でした。

夏休み明けに、後期の手紙を対象校に配布した効果もありまして、1年生の児童が保護者付き添いのもとで遊びにきてくれたりだとか、低学年の児童が、学校で友達と約束をして遊びに来るなど、初めて見る顔とか、あと、一番うれしかったのが、女子児童がぐっと増えたことです。また、遊ぶ目的として、以前はサッカー中心でしたけれども、今では鬼ごっこ、バドミントン、ボール遊びなどする子も増えてきて、広場全体を使用して元気に遊ぶ姿が見られて、とても良い傾向だと思います。

参加している児童や保護者にできるだけ声をかけてコミュニケーションを図りながら、ニーズ等を伺って来期に生かしていけたらと思っています。

報告は以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○小林委員 9月9日に中学校の運動会、私は白井中に参りましたがけれども、白井中もだんだんと人数が減ってきているところがございますけれども、やはり伝統校らしく、みんなが力を合わせて一生懸命やっていた姿が心に映りました。ずっと続けて、白井中も、一番最初にできた学校として頑張っていければいいなと思いました。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○教育長報告

○井上教育長 私から報告を行います。

まず、今、小林委員と重なりますけれども、9月9日土曜日に中学校、大山口中以外の4校の体育祭を見学させていただきました。

どの中学校も、子供を、生徒中心に、活動が組み立てられていて、子供たちが主役の体育祭というふうになっておりました。ムカデ競争、団体種目をどの学校も取り入れられていて、生徒と協力というのですかね、一致団結というのですか、そういうものを大事にするような体育祭が多かったなという感想を持っています。

また、中学校は、先生方が短距離走に、どの学校も出場されて、結構速くて、怪我をしないようにと、それだけを祈っていましたが、そういう意味で、子供たちと先生方が一体となった体育祭ができていたと思います。

今度の土曜日は小学校が始まりますので、それも楽しみであると思います。

それから、9月10日等で、白井市で、3地区で通学合宿というのが行われています。富士地区、白井駅近隣、それから西白井駅近隣、これは小学生の4年生から6年生を対象に、20名程度なのですけれども、青少年相談員が中心になって開催しているのですけれども、2泊3日、それぞれのセンターに宿泊して、自分たちで生活すると。夜はご近所等にお風呂を借りにいったり、もらい湯をしたりして、自分たちで、親元を離れて合宿しながら、学校に通学するという活動が行われておりました。

ボランティアの方も非常に協力的で、子供たちにはいい体験になったのではないかなと思っています。

続きまして、9月16日、土曜日ですけれども、中学生の主張という、いわゆる弁論の千葉県大会がありまして、南山中学校の2年生の女性の方が出場されて、特別賞を受賞されていました。大変立派なスピーチであったというふうに思っています。

それから、先日の9月30日、お隣のウェルぶらっとでボランティア祭りが開催され、見学させていただきました。各種団体のボランティア活動の様子がわかり、また、催しとして、フラダンスのチームが開会式で踊っていただいたのですけれども、下は小学生低学年ぐらいから、また年齢上の方から、とてもよく練習されていて、すばらしい踊りだったなというふうに思います。

それから最後に、10月1日ですけれども、白井梨マラソンが行われました。3,000人を超す出場者で、小中学生の部もあったのですけれども、大人の部は、どちらかという市外から参加された方が強かった。その大会を目指して来ていますので。小中学生につきましては、市内の子が結構上位に入っておりまして、これからがまた期待できるなというふうに感じました。

私からの報告は以上でございます。

○井上教育長 委員報告、教育長報告についてご質問がございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 それでは続きまして、非公開案件についてお諮りいたします。

本日の日程の報告第4号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告」につきましては、これは個人情報にかかるものであるため、非公開がよろしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第4号につきましては非公開といたします。

これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、小林委員を指名したいと思います。

それでは、6、議決事項、7、協議事項及び8、報告事項に係る議事の進行について、小林委員によろしく願いいたします。

○小林委員 それでは、ただいま、教育長より指名されました小林でございます。

これより、6の議決事項、7、協議事項及び8、報告事項にかかわる議事の進行を行いますので、ご協力をお願いします。

議案第1号 「教育委員会組織の見直しについて」

○小林委員 それでは、まず6の議決事項につきましてお願いいたします。

議案第1号「教育委員会組織の見直しについて」説明をお願いいたします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第1号「教育委員会組織の見直しについて」ご説明をさせていただきます。

本案は、先月開催されました教育委員会議において協議させていただきました、教育委員会組織の見直しについて、9月に開催されました行政経営戦略会議において決定されましたので、より効率的で効果的な実施体制を構築し、組織力の向上を図るため、提案をさせていただくものでございます。

初めに、議案2枚目の参考資料をご覧ください。

参考資料については、1、課・班の組織変更一覧を載せさせていただきます、こちらのほうには今年度からの組織の見直しにおける編成をまとめさせていただきます。平成29年度現在の教育委員会の組織については、教育総務課が2班1室、学校教育課が2班1室1共同調理場、生涯学習課が2班1施設、文化課が1班1センターの4課体制となっています。

平成30年度は、現在の組織を、教育総務課は2班1室と変更なく、学校教育課及び教育センター室を廃し、学務課として1班、また、指導課として1班1共同調理場に見直し、生涯学習課に文化課文化班を所管がえして3班1施設、また文化課を廃して、文化センターとしての4班の4課1教育機関体制に変更するものでございます。

さらに、平成31年度には、新しい給食センターが事業を開始しますので、それに合わせて教育総務課の給食センター建設準備室を廃室、また、共同調理場の班名を変更することによりまして、今回の見直し、組織の見直しが整う予定としています。

それでは、詳細につきましてご説明をさせていただきます。

議案裏、教育委員会組織の見直しについてをご覧ください。

まず、1、見直しの目的としまして、教育委員会における行政組織の見直しについては、これまでも事務文書の見直しなど、課単位において行ってきたところですが、教育行政については総合教育会議の設置や、新しい教育委員会制度への対応を図るとともに、学力の向上に向けた取り組み、また次期学習指導要領への対応を図ることにより、きめ細やかで魅力ある学校教育のさらなる拡充、教育関係施設の的確な管理と老朽化への対応、また、多様化する社会教育・生涯学習ニーズへの対応及び未来への文化の継承が求められているところです。

このような状況から、限られた職員数で的確に行政課題に対応するため、教育委員会組織を横断的に見直すことにより、より効率的・効果的な体制を構築し、組織の活性化を図り、また将来を見据え、持続可能な行政運営が行えるように組織力の向上を図ることを目的としました。

次に、2、見直しに当たっての基本的な考え方についてになりますが、今回組織の見直しを行うに当たっては、まず、新たな事務事業の増によって必要となる場合以外は、現行の課・班等が肥大化しないこと及び職員数についても増加とならないよう配慮することとしました。なお、職員の配置については、事務事業量の変更に伴い、適宜、配置し直すこととします。

また、今回の組織の見直しにより、事務事業の効率化・統一化、課・班・職員相互の連携の強化、職員の事務負担の軽減・均等化、市民にとってわかりやすく市民サービスの向上につながる組織を目指すこととしたところでございます。

3の(1)、今回の教育委員会組織の見直しについて決定された内容については、3、課・班の体制に記載をしましたので、ごらんいただきたいと思います。

(1) 30年度の体制としましては、1点目として、学校教育課を廃し、新たに、学務課及び指導課とに分割すること。2点目としまして、教育センター室を廃し、センター室の業務については、指導課に引き継ぐこととしました。3点目として、文化課を廃し、生涯学習課に文化班を所管がえ、文

化財及び文化振興事務を行うこととしたところでございます。4点目としては、文化センターを部に所属する教育機関としました。また、5点目としまして、文化センター内に施設管理や庶務等を担当する管理班を新たに設置することとしたところでございます。

(2) 31年度につきましては、1点目としては、31年度の新しい給食センターの事業の開始に合わせ、給食センター建設準備室を廃室し、業務を学校給食共同調理場に引き継ぐこととしました。2点目としまして、学校給食共同調理場の管理班を給食班に班名変更し、学校給食及び食育指導の一元化を図ることとしたところでございます。

参考資料の裏ページになりますが、こちらをご覧ください。

このページには他市の状況としまして、近隣市等の教育委員会の組織体制の一覧を載せさせていただいています。また、ページ下段には、今後改正が必要な条例・規則等としまして、条例が一つと、あと規則・規定を10個記載させていただいております。それぞれの改正内容等については、準備が整い次第、意見聴取、協議等をさせていただく予定であります。

最後に、資料最終ページにつきましては、4、今後のスケジュールとしまして、今年度後半では、組織の変更に合わせ、事務分掌の精査を行うとともに、関係条例・規則等の改正の準備を進めていく予定としております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○小林委員 ありがとうございます。

この議案第1号につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

それでは、私のほうから質問させていただきます。

横断的に見直すということで、前からも何回か聞いてはいるのですけれども、具体的に連携する課とか、そういうところでわかっているところがあれば教えていただきたいと思います。

○岡本教育総務課長 特に、今回、文化センターの部分で、文化班を生涯学習課のほうに移動、移管、変更組織がえをするという形になります。文化行事、文化はもともと生涯学習という形の中で、これまで以上に、文化の継承については積極的に行っていくという形もありますので、今回の組織の変更という形でさせていただいております。

あとは文化センターにつきましては、今後その施設の運営という形を進めていくという形で教育部直属の教育機関という形で整理をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○小林委員 わかりました。

○染谷教育部長 補足で、いいですか。

○染谷教育部長 今回の組織の見直しにつきましては、大きな課の変更等がありますけれども、業務内容についても大幅に見直しをしております。

まず、教育総務課でございますけれども、施設班というところで、今までは学校施設を主に管理をしてきたところでございます。そのほかの運動公園だとか、スポーツ施設、それから文化センター等については、それぞれの所管の課が維持管理をしてきましたけれども、今回の見直しでは、施設班に主要な管理業務は全部移すということで、学校施設以外の教育施設全般を教育総務課の施設班が担うということで、各課で抱えていた施設の維持管理の部分の軽減を図るということで、各業務に専念していただくというふうに改定をしております。

また、学校教育課、指導課のほうに、教育センター室を廃室して業務を引き継ぐわけですが、ここについては、学校関係の指導を重点的にやっていくということとあわせて、センター室が担っていた教育相談、それからヤングハート、こちらのほうの充実も図っていくということで、課としての取り組みということで大きく変わってきております。

また、生涯学習課と文化センターの関係ですが、生涯学習として、社会教育、スポーツ振興、文化芸術の振興ということで、大きく三つに捉えた業務になりますけれども、この実施に当たっては、実施をしていく実務の担当である文化センター、これと相当密に連携をしていかないと、業務の速やかな執行、または、市民への芸術文化の振興というところが必要になってきますので、この文化センターと生涯学習課は、対等な立場で運営、それから執行管理、そういったものを全て連携してやっていくということで、今回捉えたところでございます。以上でございます。

○小林委員 つけ加えまして、もう一つ質問させていただきますと、この前からの第二小学校特認校の話が出てきていますけれども、第二小に限らず、それぞれの学校が特徴を出すために、いろいろな工夫をするときに、一般の社会教育団体、そういうところとのタイアップといいますか、それぞれの例えばサークルは、自分たちで楽しむだけではなくて、市に貢献しなさいよというような、そういうような指導をされていると思いますので、そういう意味でも連携が横断的にされるといいなと思いますので、その辺の考慮はされているのですよね。

○染谷教育部長 この後の協議事項にも出てくるのですが、附属機関の見直しをし、生涯学習については大幅に変更します。その附属機関の変更の中で、生涯学習の推進と、スポーツの推進、それと放課後子どもクラブの推進と、大きく三つ。また、既存の委員会である青少年の問題対策ということで、これを大きく見直すのですけれども、その構成員の中に、文化・芸術・スポーツ、全ての団体の方の意見も取り入れながら生涯学習を推進していくということで、各団体とは強力に連携をしていくことを目指して、今回、協議事項の中に入れてやっております。後ほど、担当の課長から細かい説明があると思います。

○小林委員 わかりました。

では、その他、質問ございますか。

それでは、ご意見等がないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

○議案第2号 「白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」

○小林委員 続きまして、議案第2号「白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いいたします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第2号「白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」ご説明をさせていただきます。

本案は、平成29年第4回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。

裏面をご覧ください。

白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。改正内容につきましては、教育委員の報酬額について、月額40,000円から月額50,000円に改正を行うものでございます。

2ページの新旧対照表がありますけれども、改正箇所につきましては、別表第1、教育委員会の項中、40,000円を50,000円に改めるものでございます。

教育委員の報酬額については、白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例により、月額40,000円と規定されており、これまで、教育委員の報酬額については平成5年から報酬額を据え置いており、その一方で、近年の教育委員の皆様の活動については、定例会や臨時会における審議の件数がふえていること、また、行事や研修に参加していただく機会もふえている状況で、教育委員の責務や負担が増大しているところであります。

また、平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、当市においても平成28年10月から新教育委員会制度に移行しており、教育委員においては、学校教育、生涯学習、社会教育、芸術文化、スポーツ等の幅広い分野において、今まで以上にチェック機能を果たしていくことが求められ、今後責務や負担が増大するものと見込んでいるところでございます。

報酬の額については、県内他市の状況につきましては、印旛管内6市の平均が50,333円となっており、また千葉市を除く県内36市の平均については、51,956円となっているところでございます。さらに、当市のほかの行政委員会の委員報酬について、監査委員では知識経験者が月額70,000円、議会選出委員が41,000円、農業委員会では会長が50,000円、会長代理が48,000円、委員が45,000円となっているところで、以上のような状況から、当市の教育委員会の報酬を月額40,000円から50,000円に改定するものでございます。

以上にて説明のほうを終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第2号につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○石亀委員 今の他市町村の県平均ということで、数字を挙げていただきましたが、同じくらいの規模の市町村での月額というのは、もしわかりましたら教えてください。

○岡本教育総務課長 印旛管内の市町村ということで、四街道市が58,000円になります。あと、佐倉市が54,000円、印西市が53,000円、成田市が51,000円、八街市が46,000円、富里市が40,000円という状況になっております。以上です。

○小林委員 ほかにご質問はございますか。

それでは、ご意見等がないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

○議案第3号 「白井市教育センター室設置条例を廃止する条例の制定議案に係る意見聴取について」

○小林委員 続きまして、議案第3号「白井市教育センター室設置条例を廃止する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第3号「白井市教育センター室設置条例を廃止する条例の制定議案に係る意見聴取について」ご説明をさせていただきます。

本案は、平成29年第4回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。

裏面をご覧ください。

白井市教育センター室設置条例を廃止する条例。白井市教育センター室設置条例、平成6年条例第1号は、廃止する。議案第1号で説明した教育委員会組織の見直しのとおり、教育センター室については、平成29年度をもって廃止し、その業務は指導課へ引き継ぐということから、関係条例を整理するものでございます。最後に、附則になりますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。以上です。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第3号につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

では、ご意見がないようですので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

○議案第4号 「新白井市学校給食共同調理場の名称について」

○小林委員 続きまして、議案第4号「新白井市学校給食共同調理場の名称について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 では、議案第4号「新白井市学校給食共同調理場の名称について」ご説明をさせていただきます。

本案は、新たに整備する白井市学校給食共同調理場の名称について、白井市学校給食共同調理場運営委員会から意見を聴取したことから、提案をするものでございます。

裏面をご覧ください。

新白井市学校給食共同調理場の名称について、新たに整備する白井市学校給食共同調理場の名称については次のとおりとするものです。

(1) 名称については、白井市学校給食センター、(2) 変更時期については、平成31年4月1日からということになります。

右側参考資料をご覧ください。今回、新しい学校給食共同調理場の名称を検討するに当たりまして、一つ目としまして、県内他市の共同調理場の名称について調査をしたところ、県内の施設69施設のうち、名称別の施設数としまして、〇〇市学校給食センターという施設が50施設、73%、〇〇市学校給食共同調理場という施設が18施設、26%というような状況になっていたところから、今回、新たに設置する学校給食共同調理場の名称は、白井市学校給食センターとするものでございます。

2番目としまして、今回の名称の決定に対しまして、今後改正等が必要な条例・規則等につきまして、条例としまして、白井市学校給食共同調理場設置管理条例、白井市附属機関条例、白井市学校給

食共同調理場事業特別会計設置条例の3本が、規則等としましては、白井市学校給食共同調理場管理規則を初め、七つがあるというところをごさいますて、こちらのほうの改正につきましては、変更時期に合わせて、準備を進めていきたいというふうに考えております。改正内容につきましては、準備が整い次第、順次、教育委員会議に意見聴取をさせていただく予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第4号につきまして、ご質問等がありましたらお願ひします。

○岡本教育総務課長 済みません、追加のご説明になりますが、今回、出ささせていただいた学校給食センターについては、正式名称という形で条例等の整備を進めていきますが、愛称につきましては、また別途、学校の児童生徒さんに募集をしまして決定をしていきたいというふうに考えています。以上です。

○小林委員 ご質問等ございますか。

○井上教育長 ちなみに、わかればで結構ですけれども、その他が、1ありますよね。50と18と。この1の名称が、もしわかればで結構です。

○岡本教育総務課長 こちらのほうは、長南町にありますセンターなのですけれども、正式には、長南町給食所、給食どころと書いて給食所という施設だそうでございます。以上です。

○井上教育長 わかりました。ありがとうございます。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

○川嶋委員 最初にこれを見たときに、ああ白井市学校給食センターかというふうに思いましたけれども、今、補足で伝えていただいた名称というか、というところで、興味が非常にあって、子供たちがそれを応募して決められるということで、これから給食センター見学などもあるだろうし、とても楽しみにしていることだと思うので、その愛称というのは、どういう捉え方をしたらよいものなのでしょうか。場所的には、学校、白井市学校給食センターで、その愛称というのはどういうことでしょうか。

○岡本教育総務課長 今回、出ささせていただいています名称、白井市学校給食センターにつきましては、正式に条例整備をしていく名称でございますが、そのほかに、愛称として、印西市は、学校給食センターなのですけれども、愛称として、コスモスキッチンというような愛称をつけているそうでございますので、呼びやすい、親しみやすいような愛称をつけていくというのがいいのではないかとということで、愛称については、今後募集をしていきたいというふうには考えているところでございます。以上です。

○小林委員 ほかにご質問ございますか。

○染谷教育部長 私のほうからちょっと。正式名称については、新しい給食センターができたときに、入口のところには正式名称は入れますけれども、建物の壁面が、今、白と黒、クリーム色と黒という、そういう色になっているのですけれども、この後、壁面に、愛称については大きく掲げて、通称で呼んでいただく、愛称で呼んでいただくような親しみやすい形にしていきたいというふうに思っています。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

それでは、ご意見等がないようですので、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○小林委員 それでは、議案第4号は原案のとおり決定します。

以上で議決事項を終わります。

○協議第1号 「白井市附属機関の見直しについて」

○小林委員 協議事項に移ります。7の協議事項。

まず、協議第1号「白井市附属機関の見直しについて」説明をお願いします。

○川上生涯学習課長 お手元のほうに、議案第1号と資料を配付してあるかと思います。それでは説明させていただきます。

協議第1号、白井市附属機関の見直しについて。白井市附属機関のうち、教育委員会に係る附属機関を見直すため、別紙のとおり協議いたします。裏面をお開きください。

附属機関の見直しについて。

見直しの趣旨。現在、設置されている附属機関や委員について、形骸化し機能していないもの、初期の目的を達成し必要性が薄れたもの及び機能の拡充を図るもの、今後の事業の実施に際し必要なものなどの視点から各所管を超えて総合的かつ横断的に見直し、教育行政の推進に当たり、市民参加を考慮しながら、より機能的で実効性のあるものとする。

見直しの概要。1、白井市生涯学習推進委員会及び白井市スポーツ推進委員会の設置。生涯学習の総合的な推進を図るため、社会教育の推進及び文化芸術の振興等に関し、調査審議等を行う白井市生涯学習推進委員会及びスポーツの推進に関し、調査審議等を行う白井市スポーツ推進委員会を市、教育委員会の附属機関として設置する。なお、既設の白井市社会教育委員、白井市公民館運営審議会及び白井市文化センター運営協議会及び白井市学校体育施設開放運営委員会は、廃止する。

(1)、白井市生涯学習推進委員会。別紙の資料の1をあわせてご覧いただければと思います。

1の設置の主旨。生涯学習、社会教育の推進及び文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ一体的に推進するとともに、各社会教育施設の連携した運営等を促進するため、新たに白井市生涯学習推進委員会を設置する。

2の担当する事務について。ア生涯学習の推進に関する諸計画の策定及び総合的な推進に関する事項について、調査審議すること。イ、公民館における事業の企画実施に関する事項について、調査審議すること。ウ、白井市文化センター等の社会教育施設の運営に関する事項について、調査審議すること。エ、社会教育団体及び文化芸術団体の育成に関する事項について、調査審議すること。オ、生涯学習の推進に関する事項について、必要に応じ、市長及び教育委員会に意見を述べることです。

3の組織は、委員長、副委員長及び委員として組織します。

4の委員の構成は、ア学校及び社会教育の関係者、イ家庭教育の向上に資する活動を行う者、ウ学識経験を有する者、あと市民。

5の定数及び任期は、15名以内、2年ということになります。

6の白井市社会教育委員に関する条例は、廃止。白井市公民館の設置及び管理に関する条例第21条に規定する公民館運営審議会は、廃止する。白井市文化センター設置条例第6条に規定する文化センター運営協議会は、廃止する。白井市文化センター等の社会教育施設は、文化センター、白井市学

校等共用施設及び白井市青少年女性センターをいう。なお、文化センターについては、センター全体の総合的な運営等について、審査審議するものとし、個別の図書館、文化会館、郷土資料館及びプラネタリウム館の運営等については、従来どおり、それぞれに設置されている白井市文化会館運営協議会、白井市図書館協議会、白井市郷土資料館運営協議会及び白井市プラネタリウム運営協議会により、調査審議する。当該委員会は、平成30年度に速やかに設置するもの。

別添資料1をご覧くださいまして、現在までは、上の社会教育委員、こちらにつきましてと、公民館運営審議会という二つの審議会と委員がありました。そこについて、今回、今申した白井市生涯学習推進委員会というような形で新たに設置されますように、生涯学習の推進に関する諸計画の策定と、あとは公民館における事業の企画実施、あと文化センターの社会教育施設の運営、社会教育団体及び文化芸術団体の育成というようなことで、こちらの推進委員会を設置することで考えております。

次に、(2)白井市スポーツ推進委員会で資料の裏面、資料2をお開きください。

1の設置の主旨としまして、スポーツに関する施策を総合的かつ一体的に推進するとともに、スポーツを通じた健康の保持増進を図るため、新たに白井市スポーツ推進委員会を設置する。

2の担任する事務は、アスポーツ推進に関する諸計画の策定及び総合的な推進に関する事項について、調査審議すること。イスポーツ施設及び設備の整備並びに利用に関する事項について、調査審議すること。ウスポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関する事項について、調査審議すること。エスポーツの普及及びスポーツ団体の育成に関する事項について、調査審議すること。オスポーツの推進に関する事項について、必要に応じて、市長及び教育委員会に意見を述べること。

3の組織につきましては、委員長、副委員長及び委員よっての組織とします。

4の委員の構成につきましては、アからオとしまして、学識経験を有する者、公共的団体等の代表者、教育機関の職員、関係行政機関の職員、市民というような形です。

次のページを開いていただきまして、5の定数及び任期につきましては、13人以内、任期につきましては2年。

6の白井市附属機関条例別表にある白井市学校体育施設開放運営委員会は、廃止する。当該委員会は、平成30年度に速やかに設置する。

別紙資料の2を見ていただければと思います。

今までに、白井市スポーツ推進委員会、スポーツ推進に関する諸計画の策定だとか総合的な推進に関することで、このような委員会等がなかったわけです。実質的には、下にある学校体育施設開放の運営委員会、これが学校の施設、体育館だとか校庭だとかの施設の運用等について、委員は、学校関係者と、あとはスポーツ団体の構成で市民の利用に関する事等の委員会で、廃止して、新たに、全体的な、スポーツ全般の、健康だとか福祉も含めまして、構成員をもって、設置していきたいというふうに考えております。

続きまして、2、白井市放課後子どもプラン推進委員会の設置。

放課後子どもプランの推進に関し、調査審議等をする白井市放課後子どもプラン推進委員会を市の附属機関として設置する。なお、白井市放課後子どもプラン検討委員会は、廃止する。

1の設置の主旨としましては、放課後子どもプランに関する施策を総合的かつ一体的に推進するとともに、関係機関及び関係団体等との連携・協力等を促進するため、新たに、白井市放課後子どもプラン推進委員会を設置する。

2の担任する事務。放課後子どもプランの推進に関する諸計画の策定及び総合的な推進に関する事項についての調査審議。2、放課後子ども教室の指導者の養成及びその資質の向上に関する総合的な事項について調査審議すること。3、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携及び協力に関する事項について調査審議すること。4、学校、地域及び関係団体との連携並びに協力に関する事項について調査審議すること。

組織につきましては、委員長、副委員長及び委員によって組織します。

委員の構成につきましては、アからオで、学識経験を有する者、公共的団体等の代表者、教育機関の職員、市民、市の職員です。

定数及び任期は、12人以内で、2年。

6のその他、附属機関条例別表にある白井市放課後子どもプラン検討委員会は、廃止する。当該委員会は、平成30年度に速やかに設置する。

資料の3を見ていただくと、今まで放課後子どもプラン検討委員会というものがありませんでした。これにつきましては、大山口小学校の放課後子ども教室の立ち上げ、設置にかかわってきました。今後、放課後子ども教室と、放課後児童クラブの連携等々、あとは一番上にあります子どもプランの推進に関して、諸計画を立てて、総合的な推進を図るというようなことで、新たに放課後子どもプランの検討委員会は廃止して、放課後子ども推進委員会を立ち上げたいと考えております。

最後にですけれども、3番目としまして、白井市青少年問題協議会の一部改正で、現代社会の変化への対応及び地域との連携、市民参加の観点から、白井市青少年問題協議会の名称を白井市子ども・若者問題対策協議会に変更するとともに、委員の構成及び定数等の見直しを行う。

見直しの主旨としましては、公共的団体等の代表者及び市民の追加についてで、子供・若者の健全育成において、地域や市民との連携及び協力は重要であり、地域ぐるみで子供・若者の健全育成に資するため、自治会等代表者及び市民公募を加えることを考えております。

定数の増員につきましては、子供・若者を取り巻く環境は、年々複雑化・多様化しております。また、その変化のスピードも速くなっていることから、変化に迅速に対応するため、専門的な知識ですか、ご意見をいただくための人材を増員するものでございます。

2の担任する事務は、1子供・若者の指導、育成、保護及び立ち直りに関する総合的な施策の企画立案について、調査審議します。2、子供・若者の指導、育成、保護及び立ち直りに関する総合的な施策の適切な実施を図るため、関係行政機関相互の連絡調整に関する事項について、調査審議します。3、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために必要な事項について協議すること。

3の組織につきましては、会長、副会長及び委員による組織とする。

4の委員の構成につきましては、公共的団体等の代表者及び市民を追加することで、学識経験を有する者、公共的団体等の代表者、教育機関の職員、関係行政機関の職員、あと市民ですね。定数を2名増員しまして、現行の10名から12名とすることにします。

6のその他、附属機関条例別表にある白井市青少年問題協議会の名称及び委員の構成並びに定数等の一部を改正する。「青少年」を「子ども・若者」に改める。当該協議会は、平成30年度に速やかに設置する。

こちらにつきましては、資料はございませんが、今、申したとおり、名称の変更と、構成員、定員の増員ということで考えております。以上です。

○小林委員 ありがとうございます。

協議第1号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○高倉委員 皆さん、もう前提知識だったら申しわけないのですけれども、幾つか教えていただきたいことがあります。まず、今回統廃合しようとしている委員会が、5あると思うのですけれども、それぞれ、いつぐらいから設置されているか、大体でいいのですが、教えていただけますか。少なくとも例えば10年とか。比較的、放課後子どもプランは新しいということですのでよろしいのですか、一番最後の資料3のものについては。

○川上生涯学習課長 子どもプランにつきましては、平成25年くらいからです。

○染谷教育部長 社会教育委員ですけれども、これは、社会教育法の規定により設置をされております。ちなみに社会教育法は昭和24年にできた法律ですけれども、これが各自治体に下りてきたというのは昭和の後半だったと思いますけれども、具体的にはいつだとは、なかなか言えないのですけれども、その時期に設置をされて、これまで取り組んできたものです。

それから、公民館運営協議会については、白井市の公民館というのが、ニュータウンの事業とともに多く設置をされていきました。従来からあった、元の役場のほうにも公民館がありましたけれども、具体的に活動し始めたというのは、ニュータウンの西白井の複合センターの中に複合施設として設置されたときの頃に公民館運営協議会というのが活動をされてきているというふうに考えています。

文化センターについては、平成6年だったか、その時期に設置をされていますので、そのときに運営協議会が設置をされております。

それから、学校体育施設の開放の関係については、これは、従来は担当者会議をもってやっていたのですが、附属機関に設置をしたときに、改めてやっておりますので、平成24年頃に附属機関として初めて設置をされた。ただ運営としてはそれまでの学校関係者との調整はしていたということで、附属機関については条例で設置をしなければならないというようなことがありましたので、その際に設置をしたものでございます。

それから、放課後子どもプランについては、これは福祉部門の子ども・子育て支援計画、そのときに、子どもプランとして位置づけをされたときに、設置をしてきたということでございます。ですから、平成25、26年で、これは比較的新しい委員会でございます。

それから、青少年問題協議会、これは法律的には、青少年問題協議会法というのが昭和28年にできているのです。改正をどんどんしていったところで、各県それから地方自治体でも設置をして、当時の社会情勢から青少年問題が非常にクローズアップされたところから設置をされてきたということで、具体的にいつからというのは、ちょっと手元に資料がないので申しわけないのですが、これもまだ20年ぐらいいかなというふうには思っていますけれども、具体的にはわかりませんが、そういった状況でございます。以上でございます。

○小林委員 そのようなところでよろしいでしょうか。

○高倉委員 ありがとうございます。あと、済みません、関連して幾つか教えていただきたいのですが、今回スリム化してかつ効率的にというご趣旨の中で、これもわかる範囲で、今、教えていただいた現五つの委員会の開催頻度といいますか、適宜、議題があるときなのか、定例なのかというある程度の目安があるのかと、あと統廃合することによって、これからプランという段階で、どの程度活動していこうという予定があれば、教えていただけますか。

○川上生涯学習課長 社会教育委員、公民館運営委員会につきましては、年2回実施しておりました。実質、社会教育委員は、今年度は開催しておりません。公民館運営委員会は、今年度1回開催しております、昨年度は、2回。

社会教育委員会は、昨年度2回開催しております。

学校開放運営委員会は、やはり通年で2回開催しております。今年度につきましても、1回開催しております。

放課後子どもプランの検討委員会につきましては、昨年、今年と開催しておりません。その前年、27年度には年1回、開催をしています。

それと、青少年問題のほうにつきましては、昨年度、今年度、開催はしておりませんで、その前年度で年2回開催はしているというところでございます。

○高倉委員 済みません、文化センターも、一つよろしいですか。

○染谷教育部長 文化センター運営協議会については、各館の4館のそれぞれの図書館、それから郷土資料館、プラネタリウム、それから文化会館ということで、四つの協議会がありまして、この合同体として、この文化センター運営協議会というのが設置をされていたのですけれども、これは当初、文化センターができたときに、全体として取り組んでいこうということでそういう形でつくりましたけれども、それぞれの館の運営がそれぞれの協議会に移ったところで、これはもう十数年、設置を、活動しておりません。

今年度の教育委員会議の中でも、この運営協議会については、しばらく休止しますということで、ここで協議した案件でございます。

ですから、今回、こういう三つの協議会なり審議会を一緒にして、社会教育全体をもっと広い視野、分野にわたって総合的に審議して進めていこうということで、新たに今回設置をしたということでございます。

○小林委員 ほかに質問は。

○高倉委員 もう一つ質問で、その統廃をした後の予定、頻度もそうなのですけれども、こんな感じになるというのがあれば教えてください。

○染谷教育部長 まず、設置をして、いろいろな施策なり計画なりをつくっていく段階になれば、相当の頻度で開かなければいけないと思いますけれども、安定したところでは、年2回の定例会、当初予算、次年度の予算にかかわるもの、あるいは、中間報告、それから決算ということでの、定例では2回、それから審議事項があった場合には臨時ということで、その都度開いていくということで、年2回の活動をもって全体的なスケジュール管理、生涯学習、スポーツ振興というところでの進行管理をこの機関でもやっていただくというふうに考えております。

○小林委員 ほかに、よろしいでしょうか。

○高倉委員 ごめんなさい、確認なのですけれども、ほかの、三つに大きく分かれて編成されますけれども、三つについても同じような形で。

○染谷教育部長 同様でございます。

○小林委員 ほかに、ご質問ございますか。

○高倉委員 これは質問兼意見なので、多分わからないと思うのですけれども、委員の女性比について、もし把握なさっていたらなのですけれども、教えていただきたいのと、あと、市のほうでも多分

目標として、委員に、女性比率を上げていくという目標を掲げていらっしゃると思うので、これは意見になりますが、今後その委員選定に当たっては、ぜひその視点を入れていただきたいということで、先に意見を申し上げておきます。

○染谷教育部長 今回の見直しに当たって、業務そのものもそうですけれども、委員構成も大幅に見直す予定でございます。その中には、学識経験ということで、大学教授だとか、専門的な方々をまず入れて、外の意見をしっかり捉えていくということ、一つ念頭に置いております。

それと、白井市内の各団体のいろいろな意見を吸収していく。それと大きなのは、今まで見ていただいたらわかりますけれども、市民という項目がほとんど入っていない委員会なのですね、教育委員会の中に。市民の枠をとったということで、市民公開を進めていく。そういった中で、女性の比率というのは、市の基準、最低でもそれは達成していくと、できるだけ多くの方々の意見をいただくと。それから、放課後子どもプランなどについては、どちらかというと女性の視点のほうが大きな意味合いを持ちますので、そういったところでは女性の方々の登用というのは、非常に私としても望むところでございますので、そういった面では、全体として女性比率は高めていきたいというふうに考えております。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

○高倉委員 済みません。個別に幾つも申しわけないのですが、イメージするところで、資料の2のスポーツ推進委員会について、2点教えてください。

担任する事務の新しく三つ目に、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上と入っているのですが、これは具体的には、例えば部活の外部指導者を、今、導入しつつあると思うのですが、それも入りますでしょうか。スポーツの指導者の具体的なところを教えてくださいたいのが1点。

それから、下から見ると、スポーツ推進委員が下にいらして、今回、新しいところではそこがないのですけれども、ここは何か重なりとしては、例えば②の公共団体に入るのか、その辺どう重なるのか教えてください。

○染谷教育部長 まずスポーツの指導者の養成、資質向上というところで、まず部活との絡みでございまして、部活動については、各学校が、地域の人材活用ということで、指導者のほうの登録をして部活動に派遣なりを要請する、学校の要請に伴ってしております。

この指導者については、今年、文科省のほうから具体的な方針が示されましたので、市としても、これは将来的には制度にのっとった部活動の指導者の育成というのはしていかななくてはならない。文科省からは、しっかりした基準を定めて、あるいは報酬の額とかそういったものも定めた上でやっていくということになりますので、いずれ教育委員会のほうでもそういった内容については決定をしていきたいと。できるだけ、市内の人材を活用していきたいということで、この中の指導者の育成にもそれが当たっています。

また市では、今、総合型地域スポーツクラブというのを各中学校区に設置をしております。この指導者については、今、下にありますスポーツ推進委員というのがいるのですけれども、この方々と、それからいろいろな団体の指導者の方々の協力を得てやっております。これが、人数が足りないというのと、高齢化だとか、そういったものがあるので、やはり若い人たちの指導者の育成というのが急務になっておりますので、今回、このスポーツ推進委員会の中では、そういったものの育成をしっかりしていきたいと考えております。

構成の中にありますスポーツ推進委員というのは、これは市で別に委嘱をしている委員でございます。これは、前は、こういう方々を特に取り出してありましたけれども、これは公共的団体等のほうに配置をしていく予定であります。それから各団体の指導者もいますので、公共的団体等の代表者のほうに配置をしていって、できるだけ多くの方々の参加を入れていきたいということです。学校開放とは全く別のところの委員会になりますけれども、スポーツ推進委員については、この中に含めた形で考えているところでございます。以上でございます。

○小林委員 よろしいですか。

ほかにご質問ございますか。ご意見等も出尽くしたようですので。

○井上教育長 質問ではなく、意見になるのですけれども、3番の白井市青少年問題協議会の名称変更ということなのですけれども、青少年問題協議会、先ほど出た昭和28年にできた法律によって、そのままの名称が使われてきていると思うのですけれども、ここで変更ということなので、「子ども・若者」というところを変えて、「問題対策」というところなのですけれども、問題対策という、やや後追いというか、私のイメージですけれども、若干後ろ向きというような感じがあるので、見直しの趣旨の中には、健全育成という言葉でうたわれているので、白井市子ども・若者健全育成協議会という名称のほうが、より積極的かなとか。いいほう、問題という、悪いことの解決的なイメージなので、より前向きな会のイメージになるのかなと思うのですけれども、私の意見ですけれども、いかがでしょう。

○染谷教育部長 先ほど言いましたように、青少年問題協議会法というのが昭和28年にできて、それ以降、各自治体でも設置をしてきたところでございます。今回、名称を変えたのは、「青少年」を「子ども・若者」というように変わったのですけれども、これは平成21年に、子ども・若者育成支援法というのができまして、これは非行だとか引きこもりだとか、そういったところの対策だとか、それから、生活に困難を要する子供たちの支援ということでの法律が打ち出されてきたわけでございます。

これについては、まだ市町村、末端自治体までは下りてきていなくて、県レベルのところまで、行っています。いずれまた市町村のところを下りてくるので、これは先取りした形になりますけれども、今回の21年のこの法律、支援法が施行されたときに、「青少年」と「子ども・若者」の定義がしっかりされて、「青少年」と「子ども・若者」は同一という捉え方になったので、言葉としてやわらかいほうを使わせていただいたということでございます。

青少年というのは、従来の問題協議会法からすると、ゼロ歳からおおむね30歳未満、雇用など特定の施策分野においては30代も対象とするというような解釈をされていたようでございます。

子ども・若者育成支援推進法というところでは、「子ども・若者」の定義を、年齢範囲は従来のところと同じなのですけれども、乳幼児時期から30代までを広く対象とするというふうなことになったので、同一ということでやわらかい言葉を今回は使わせていただいて、いずれ、この法律に基づいた市の施策が下りてくるだろうということで、先取りをしようとしたものです。

ただ、担当事務のほうではまだ先取りをしていないので、これはいずれ、見直しをしていく段階では、問題という文章を、これ変えようかどうか迷ったのですけれども、なかなか適切な言葉がなくて、支援協議会みたいな形にすると、支援策が全然ないのに、こういう協議会をつくっていいのかなというものが少しあったので、教育長から提案があった問題対策について、少し議論が必要かなというふう

に思いますけれども、名称についてはもう一回見直しをさせていただきたいと思います。それから担任する事務についても、若干の先取りもいいのかなどという事で考えております。

立ち直りという言葉が今回、使わせていただいています。これは従前の法律からすると、更生ですか、更生という言葉になっていたのですけれども、立ち直りという言葉のほうがわかりやすい言葉に変えたというところで、できるだけ身近な協議会にしていきたいなというような思いで今回させていただいておりますので、教育長から提案があった名称については、もう一回検討させていただきまし、担当事務についても可能な取り組みがあれば、そういったものも含めた形でやっていきたいなというふうに思います。

○井上教育長 今、聞いて、白井市子ども・若者育成支援協議会、今の先取りということであれば、先取りもしているし、育成支援ということで内容にも合っているかなと。問題対策というのが、どうしても若者が問題を起こすので、それに対策しようという、そういう後ろ向きな感じが、私は勝手にそういうイメージがあるので、育成を支援していこうというような、前に向かっていくような名称のほうがいいかなということで、検討していただければと。

○小林委員 では、そこは、これからさらに検討していただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかにご質問、意見、ありますか。

○高倉委員 構成員について意見を2点ですが、まず資料3の新しくなる放課後子どもプラン推進委員ですが、こちらは放課後児童クラブ、多分これは児童課管轄の、いわゆる学童だと思っておりますけれども、学童との連携が必要になってくるということですので、その学童の代表者なり、どう選ぶかとなるのですが、そちらをどこかに入れるようにしていただきたいと思います。

2点目、先ほどお話のあった青少年問題協議会の変更に当たって、定員の増員の件なのですけれども、①で、増やす分ですね、公共的団体等の代表者のところで、自治会等の代表者ということで書かれているのですが、個人的にはむしろ民生委員、児童委員の協議会がおありだと思っております。そちらのほうが地域という点でも、子ども・若者という点でも、いいのではないかと思います。もちろん自治体の協力もいるので、ここは意見として、できたら増やすのか、もしくは別の枠をつくるのかですけれども、民生児童委員は入れていただきたいということで、意見を申し上げます。

○染谷教育部長 お答えします。最初のほうの放課後子どもプランの推進委員会ですけれども、こちらに、学童、放課後児童クラブ、学童についての関係者ということで想定をしております。ここでは初めて市の職員を入れているのですね。こちらは福祉部門と教育部門との連携になりますので、これも市の職員、福祉担当部門と教育部門の職員を入れるということで、今回想定をしているところでございます。

それと、子ども・若者の関係でございますけれども、民生委員さんについては、既に学識経験ということで、これまでも予定をしておりましたし、今回も学識経験のほうで配置をする予定でございます。

今回は、地域とそれから市民というところでの新しく追加をしていきたいということで、地域ぐるみ、市民ぐるみということで、この自治会の代表者、市民公募のほうを追加させていただいたということでございます。

○小林委員 よろしいでしょうか。ほかにご質問ございますか。

では、ご意見等がなければ、協議第1号についてお諮りします。

協議第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

すみません。先ほど言いました名称のところ、そのところをこれから協議していただくということで、も含めて、この案に決定ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

以上で、協議第1号は、今のことを含めまして原案のとおり決定いたします。

以上で、協議事項を終わります。

ここで休憩を入れたいと思います。3時5分までということで休憩を入れます。

午後2時51分休憩

午後3時02分開議

○報告第1号「小中学校へのエアコン設置に関する市長指示事項について」

○小林委員 8の報告事項です。

報告事項についてお願いいたします。

報告事項、報告第1号「小中学校へのエアコン設置に関する市長指示事項について」説明をお願いいたします。

○岡本教育総務課長 それでは、報告第1号になります。小中学校へのエアコン設置に関する市長指示事項についてになりますが、こちらについては、小中学校に対するエアコン設置につきまして、市長から指示があり、方向性が示されましたので、報告をさせていただくものでございます。

裏面をご覧ください。

上段については、市長指示事項の概要を載せさせていただいておりまして、ここ数年、異常とも思える気温の上昇については、児童生徒の学校における学習環境の悪化を招いてきている状況にあることから、児童生徒の健康面への心配も高まっており、対策を早急に講じなければならない状況と捉えているとのことでありまして、そのことから小中学校へのエアコン設置については、児童生徒の健康への配慮、保護者の安心、学習環境の改善の観点から優先的に実施すべき事業であるとして、市内小中学校普通教室及び特別教室を対象に全校一斉に導入することとし、平成31年度を目途の完了できるように事業の具体化を早急に進めるという指示があったところでございます。

現在、担当課におきまして、事業の具体化につきましては、検討させていただいているところでございますが、その内容につきましては、（参考）整備手法等として載せさせていただいております。1点目としましては、施行の方法でございますが、施行方法につきましては、直接施行、PFI方式、リース方式の3点について、それぞれメリット、デメリットについて、今検討をしているところでございまして、直接施行については、国庫補助対象になるということがありまして、反面、そのデメリットとしましては、国庫補助金さえ、近年につきましては、空調設備についての国庫補助が受けられない、受けづらいという状況にもあることから、資金調達への不確定要素が残ってくるという点。また、どうしても直接施行になりますと、初年度の予算規模が大きくなっていくという点。また、直接施行においては、設計、発注、維持管理等、全て市で行うということから、事務負担が大きくなっていくというデメリットがあるかと思っております。

P F I方式につきましては、やはり国庫補助の対象にはなりませんし、また、民間の資金活用であるとか、ノウハウ等の活用によりコストの削減が図れるというメリットがあるかと思いますが、やはり国庫補助金の受けづらい状況であるという資金調達の不確定要素。あと、P F I方式ですと、どうしても業者選定からという形になりますので、機器設置までの期間が最も長い期間を要するということのデメリットがあるかと思いますが。

リース方式につきましては、機器設置までの期間が最も短くできるというメリット、あと、資金調達がリース年数分で平準化できることから、初年度予算の抑制ができるというメリットもあろうかと思いますが、リースにつきましては、国庫補助の対象にはならない状況から、起債対象にもならず、市の負担が大きくなっていくということ。また、リースになりますので、リース料率がかかるため、総支出額が割高になっていくというデメリットがあるかと思いますが。そちらについて、現在、検討を行っているところでございます。

また、二つ目としましては、エアコン設備の熱源方式になりますが、熱源につきましては、電気方式とガス方式、やはりそれぞれのメリット、デメリットについて、現在、検討を進めているところでございます。電気方式のメリットとしましては、夜間電力を使用した小売蓄熱という部分を採用することで、低速運転のためピーク電力の抑制を図ることができるということ。また、室内外機が1対1のため、省エネ対策が容易であるということ。また、仮に室外機1台が不具合が生じて、複数の教室での不具合が出ないというようなメリットはあろうかと思いますが。

逆に、電気方式のデメリットになりますが、こちらのほう熱量費とありますが、燃料費の間違いでございます。申しわけございません。訂正のほうお願いします。化石燃料等の燃料費が高騰すると、電気料金が高くなる傾向にあるため、そこら辺のよみがなかなか難しいという点。あと、1対1の室内外機ということですので、室外機の台数が多くなりまして、広い設置スペースの確保が必要になっていくという点の考慮する点があろうかと思いますが。

また、ガス方式になりますが、ガス方式につきましては、近年シェールガス開発などにより、光熱費については比較的安く済むというメリットもあろうかと思いますが、デメリットとしましては、機器の初期費用が電気式に比べると高額になるという点と、室外機が機内エンジンによる熱源を発生させるということで、臭気であるとか、騒音に対する配慮が必要になっていくというようなデメリットがあろうかと思いますが。

3番目、参考としまして、国庫補助金の概要を載せさせていただいております。学校施設環境改善交付金（空調設置）につきましては、対象としまして、児童生徒及び教職員が使用する全ての教室を対象としまして、その冷暖房設備の設置、工事を伴う新設・更新に要する経費が対象となりまして、補助率等としましては、3分の1、上限3億円ということで、補助金につきましては、なるべく使えるものは使いたいという形で検討していきたいと思いますが、今現在、検討させていただいているところでございます。検討内容につきまして、また整いましたところで教育委員会議のほうに報告なりをさせていただきたいと思っております。説明は以上になります。

○小林委員 ありがとうございます。

報告第1号について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

それでは、この件につきましては、既に今までの委員会でもぜひ設置の方向でという意見が多く出ておりますので、いろいろ施行方法や熱の方式を考えていただきまして、ぜひ31年度に完了できるよ

うに進めていただければということによろしいかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小林委員 では、報告第1号については、これで終わりにします。

○報告第2号「平成30年度白井市予算編成方針について」

○小林委員 続きまして、報告第2号「平成30年度白井市予算編成方針について」説明をお願いいたします。

○岡本教育総務課長 それでは、報告第2号になります。「平成30年度白井市予算編成方針について」ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、平成29年8月に市長から予算編成方針が示されましたので、概要について報告をさせていただくものでございます。

資料1ページをご覧ください。

資料1ページでは、まず最初に本市を取り巻く状況と課題としまして、本市はこれまでの千葉ニュータウンの入居に伴う人口増加や、その人口増による市税の堅実な伸びであった状況から、第5次総合計画期間内の人口推計では、平成32年度をピークに人口が減少に転じ、高齢化率も年々上昇していく状況であり、今後は税収の減少、扶助費等の義務的経費の増加が見込まれるということでございます。

一方で、平成30年度以降の市職員数は、白井市定員管理指針の定員目標に基づきまして、現状より削減していく方針であり、事業主体や事業手法の見直しが求められる状況を踏まえ、平成28年度に策定しました白井市行政経営指針では、経常収支比率が90%以下、財政調整基金残高20億円以上、地方債残高200億円以下の3点を目標値としたところでございます。

資料2ページをご覧ください。

1、本市の財政状況では、平成28年度の決算では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断を下回っており、指標の健全化は保っているところですが、経常収支比率については、平成27年度決算においては90%を下回っていたところですが、平成28年度決算では2.5ポイント上昇し、91.1%になったということでございます。今後は、扶助費の増加、あるいは千葉ニュータウンの街開きに伴い整備した施設が一斉に老朽化を迎え、修繕が必要になるなど、さらなる財政負担が見込まれる状況となっております。また、平成28年度末、183億9,176万円だった地方債残高については、庁舎整備事業に伴う借り入れなどから、平成29年度末は203億9,878万円にふえる見込みとなっております。

次に、2、平成30年度の財政見通しになりますが、歳入面では、市の歳入の根幹をなす市税全体としては、平成29年度当初予算を下回る見込みでありまして、また、歳出面では、庁舎整備事業が平成29年度をもって終了しますが、引き続き学校給食共同調理場建替事業、西白井コミュニティセンター建設事業といった大規模な建設事業の実施、また、高齢化の進展等による扶助費の増加など、歳出全体として平成29年度と同程度の歳出が見込まれるということで、身の丈にあった予算編成を行うこととなったところでございます。

資料3ページをご覧ください。

予算編成の基本方針としましては、将来を見据えた持続可能な行政運営の推進に留意して予算編成

作業に取り組み、そのためには職員一人一人が将来に対する危機意識を強く持って予算要求をすることとされる。そのため、2になります。行政経営改革においては、現在、行政経営改革実施計画を策定中であることから、平成30年度予算作成においては、スクラップアンドビルドの徹底を図ることとなり、また、行政経営指針とあわせて公共施設等のさまざまな課題に適正に対応するため、平成28年度に策定した白井市公共施設等総合管理計画では、今後、対策を講じなければ、40年間の計画期間内における公共施設等の更新費用の不足額が258億円となると想定していることから、その対策として平成30年度には、修繕計画、平成31年度以降には、個別の施設計画の策定に着手するに至っているところとございまして、資料4ページになります。そのことから平成30年度における公共施設等に対する対策として、二重丸になります。公共施設等の新設及び大規模改修等への対応として、実施計画事業を除き、公共施設等の新設及び大規模改修等の予算要求は、原則として凍結することとされたこととございます。

以降につきましては、平成30年度の当初予算編成作業についてになります。特に資料5ページになります。2、歳出の取り組みでは、(1)としまして、自己査定を徹底としまして、部単位での事業内容の精査を行い、事業の優先順位と積算根拠を明確にすること。(2)行政評価結果の反映では、行政評価の結果を反映することとして、必要性、有効性、効率性の三つの視点に基づいた事業の検証を行った上での事業費の計上を行うこととなりました。今後のスケジュールとしましては、10月から今現在、各課において予算積算作業が行われております。この後、部内における調整を実施した後、各部間での調整を終えて、年明けにも当初予算の内示がされる予定となっておりますので、平成30年度当初予算の内容につきましても、整い次第、適宜ご報告をさせていただきたいと思っております。説明は以上になります。よろしくお願ひします。

○小林委員 ありがとうございます。

報告第2号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

私から一つ質問です。第5次総合計画の30年度が3年目になると思うのですが、今、28年度からは入り色々と準備してきて、32年度の一番人口がピークになって、それから減っていくということを聞いていますけれども、今の予算編成方針も含めまして、前期の5年間の見通しというのか、その方向をわかるようなことがあれば教えていただきたいと思っております。

○岡本教育総務課長 予算編成方針としまして、財政課のほうからも説明を受けたのですが、やはり先ほど説明したとおり、歳入が増えない割に歳出がどうしても増えていく。その関係というのは、少子高齢化の中で扶助費が増えていくという部分もあります。そういった部分もありまして、先ほど説明しましたとおり、これからは実施計画に載っていない施設整備については、凍結をするという形で指示をいただきました。今回につきましても、まずは予算要求の段階から各部課において自己の考えで査定をして、本当に必要なものについての予算要求をしてほしいというような要望は財政部局のほうからあったこととございます。以上です。

○小林委員 わかりました。

その他、質問ございますか。

では、質問がないようですので、報告第2号については終わりにいたします。

○小林委員 続きまして、報告第3号「学校給食に提供するパン個別包装の実施について」説明をお願いいたします。

○吉田教育部参事 それでは、報告第3号「学校給食に提供するパン個別包装の実施について」ご説明いたします。裏面をご覧ください。

市では、これまで学校給食で提供しているパンにつきましては、ピタパンやナンなど販売時に包装されたもの以外については、個別包装を実施しておりませんでした。これは、平成30年度より個別包装を実施するというございます。変更理由といたしましては、そちらに書いてありますとおり、一つ、衛生面の向上。二つ目、配膳作業性の向上。三つ目、乾燥防止等が挙げることができます。詳細につきましては、年間給食提供189日のうち、パンの提供日は約60日で、そのうちナンやピタパン等、最初から個別包装されたものや、揚げパン等、個別包装が実施できないものを除く47日について個別包装とするものです。なお、個別包装の実施日数については、献立の変更等により若干の変動はあります。

次に、近隣の自治体の状況ということで、白井市近隣の14市町の給食センターを対象に調査を実施したところ、個別包装未実施の給食センターは白井市と浦安市のみでした。

次に、個別包装実施による食材費への影響についてです。1回につき5円50銭の包装代金が加算され、年間47回、259円かかりますが、給食費全体の0.5%前後であり、ほぼ影響がないものと考えております。また、平成31年4月から運営開始予定の新給食センターでは、これまで委託していた炊飯をセンターで行う予定であり、米飯提供回数もこれまでの週3回、原則月曜日、水曜日、金曜日、米飯でございましたが、この提供を3.5回程度に引き上げるため、パンの提供回数は減る見込みで見ております。したがって、給食費の改定は必要ないというふうに考えております。

また、右側に参考資料としまして何項目か上がっておりますので、そちらのほうはご覧いただければと思います。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

報告第3号について、ご質問等がありましたらお願いします。

では、この件につきましては、最近の安全志向の高まりはありますので、特に問題ないかと思しますので、よろしいでしょうか。

報告第3号については、これで終わりにします。

非公開案件 報告第4号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

○小林委員 以上で、本日の議決事項、協議事項及び報告事項に係る議事については終了いたしましたので、これ以降の進行については、教育長をお願いいたします。

○井上教育長 小林委員には、議事の進行を行っていただきまして、ありがとうございました。

これより、再度私のほうが進行を務めたいと思います。

○その他

○井上教育長 9、その他でございます。その他でありましたらお願いいたします。

○吉田教育部参事 それでは、私のほうから青少年国際交流についてということでご報告いたしま

す。特にまとめたものはございません。平成29年度のオーストラリアの生徒の受け入れの中止についてご報告いたします。

もともと受け入れ期間は9月の21日から29日、受け入れ人数につきましては、カヤブラム校から8名、内訳は生徒5人、引率教職員と子供3人ということで予定をしておりました。これが北朝鮮のミサイルの問題や周辺地域の高まる緊張関係のため、また、キーロー校については、学校の事情により中止となりました。

なお、オーストラリアに派遣した生徒たち27名の報告会につきましては、今月20日の金曜日、5時より文化ホールにて実施の予定です。もしお時間がありましたら、ぜひ報告会のほう参加していただけたらと思います。以上でございます。

○井上教育長 この件につきまして、ご質問ありませんでしょうか。

よろしいですか。

ほかに。

○岡本教育総務課長 今、資料を配らせていただきます。

では、私から9月に開催されました平成29年第3回白井市議会定例会の概要についてご報告をさせていただきます。今、お手元に配付させていただきました資料になりますが、第3回白井市議会定例会については、平成29年9月1日、金曜日から、27日の水曜日までの27日間を会期としまして開催され、教育部から提出した議案は、一つ目としまして、高城久美子委員の任期満了に伴って新たに高倉聡子氏を任命する教育委員会委員の任命について。2番目としまして、8月及び9月の教育委員会議でご説明をさせていただきました第2回の補正予算を提出させていただきました。議案の審議結果につきましては、議案①については、9月1日、金曜日に開催された本会議において、質疑、討論、採決が行われ、また、議案2については、9月15日、金曜日に開催されました文教民生常任委員会での審議後、9月27日に開催されました本会議において採決が行われ、両議案とも提案内容のとおり可決成立されたところでございます。

また、議会の前半では一般質問が行われまして、教育部関係の一般質問につきましては、資料下段にありますが、4名の議員から合わせて5項目の質問があったところでございます。詳しい質疑の内容については、今後、議会事務局が作成する会議録をごらんいただきたいと思いますと思いますが、本日概要を報告させていただきます。

まず、9月6日、水曜日は、斉藤智子、竹内陽子、植村博の3議員から一般質問がありまして、斉藤議員からは、小中学校へのエアコンの設置についてとして、近年の年々厳しさを増していく夏の暑さを考えると、学校施設の大規模改修を含む計画的な設置方法とは切り離して、早急な整備が必要なのではないかという質問がされ、まず、部長から小中学校における児童生徒の学校における生活環境の現状及びエアコン設置についてのこれまでの検討状況について回答した後、伊澤市長から児童生徒の健康への配慮、保護者の安心、学習環境の改善から、エアコンの整備については優先的に実施すべき事業であり、平成31年度を目途に全校全教室へ一斉に導入すべく事業を進めていくため、関係部署に指示していくとの回答がされました。この小中学校エアコン整備については、先ほど報告をさせていただきましたが、9月に開催されました行政経営戦略会議において、正式に市長から設置方法、コスト、スケジュール等について早急に検討するよう教育委員会に指示がありまして、検討については、現在、担当課において行っております。結果については、後日、教育委

員会議においてご報告をさせていただきます。

竹内議員からは、白井市の第5次総合計画における重点戦略の取り組みについてとして、若い世代の定住を促進するまちづくりをどのように進めるのかの1項目で、質の高い教育環境づくりについて質問があり、部長から児童生徒の個性に応じた学力の向上など、生きる力を育む教育の推進として、補助教員配置事業、地域人材活用事業、ALT配置事業等を実施することにより、小中学校における児童生徒の個性に応じた教育環境の整備に努めていくとの回答がされたところでございます。

植村議員からは、学校施設のトイレ等の整備についてと、教育委員の活動についての2項目が質問され、学校施設のトイレ等の整備についてとの質問では、部長から市内の小中学校のトイレの洋式化率等の現状について回答した後、トイレの改修工事について、先行して整備を進めていく考えはあるかとの質問に対し、国庫補助金の財源の課題はあるものの、特に七次台中学校は開校から33年が経過し、老朽化が著しいことから、改修工事を実施する準備を進めていくと回答されたところでございます。

また、教育委員の活動についての質問では、部長から新しく始まった教育委員会制度の概要についての回答の後、これからの教育委員会、教育委員活動の活性化への取り組みとの質問に対し、教育委員会では、教育委員会議、教育委員協議会、また、総合教育会議等の各種会議により迅速な意思決定を受け、適正な事務事業の執行に努めている。また、教育委員については、各種会議への出席や、学校、PTA、文化、スポーツ等の各種行事への参加、地域等での活動を通じ、多様な意見に耳を傾けるとともに、研修を他自治体との交流等により、自己研鑽にも努めてもらっている。さらに、今後の取り組むべき課題との質問には、新教育委員会制度に移行したことにより、教育委員には教育長及び教育委員会事務局の事務執行に対するチェックを行う役割を果たすことが期待されていることから、その職責を担う資質の向上が求められていますとの回答がされたところでございます。

9月7日につきましては、福井みち子議員から一般質問がありまして、福井議員からは、子育て支援の取り組みについてとして、子供の外遊び場の確保についての1項目で、教育的視点からのプレーパークの有用性についてご質問がありまして、部長から子供は遊びを通してみずから考え判断する力を育み、また、他者との出会いやふれあいによりコミュニケーション能力を高め、さらには体力、運動能力を向上させるなどの効果が期待できることから、教育的視点から考慮した場合に、プレーパークで遊ぶことの意義はあるというふうに回答がされたところでございます。以上で、平成29年第3回白井市議会定例会の報告を終わらせていただきます。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

今のことにつきまして、ご質問等ありますでしょうか。

それでは、次、ありましたらお願いします。

○吉田教育部参事 教育委員会関係、各課等の行事についてということによろしいですか。

今月ですが、今週の土曜日に小学校の運動会、第一小、第二小、南山小、池の上小、桜台小学校の運動会があります。また、再来週土曜日、14日、大山口小、第三小学校、清水口小学校、七次台小学校、4校の運動会がございます。参加のほうをできるだけよろしくお願いいたします。

あと、今月の30日ですが、指導室訪問が白井中学校でございます。時間は12時半からという

ことで、これにつきましては、指導案等が整いましたら教育委員さんのほうには郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、この30日、月曜日ですが、5時半より、後でお知らせの文書をお配りしますが、教育委員さんの歓送迎会を白井市内の河太郎で5時半より行いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○井上教育長 今の案内文ですか。どうぞ。

この歓送迎会は、白井市の小中学校校長会の主催という形ですか。

○吉田教育部参事 そうですね。校長会、教頭会、あと教育委員会の四十何名になるかと思います。

○井上教育長 共催という感じですか。

○吉田教育部参事 一応、校長会が主催です。

○井上教育長 校長会が主催でということですね。

ほかにございますでしょうか。

○川上生涯学習課長 生涯学習課ですけれども、先日行われたグランドゴルフの千葉県大会において、白井市在住の中野シズコさんという女性の方ですけれども、優勝されたそうです。総合で4位で、今後、関東大会、全国大会に向けての千葉県大会があって、そこでの成績次第では、出場をするようなことを聞いております。

先ほど、教育長からもありましたように、先日の10月1日の運動公園陸上競技場で開催された32回梨マラソンの参加者数につきましては、申し込みが3,785名、当日完走者につきましては、3,409名ということでした。

また、来週ですか、10月9日、祝日ですけれども、市内在住在勤在学者等を対象に、運動公園陸上競技場でスポーツフェスタを予定されております。雨天の場合については、中止というようなことで考えています。

あと、10月14日、土曜日につきましては、大塚杯の少年野球大会の開会式を予定しております。以上です。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○山本文化課長 文化センターのほうの10月の行事を報告します。

まず、10月8日まで郷土資料館で実施しています企画展、10月8日で終了になります。

それから、10月29日、文化会館で江口玲ピアノリサイタル。こちらは文化会館の自主事業になります。

先ほども市民の方がチラシをお配りしておりましたけれども、今のところ、新聞折込とか広告とか、地域広報紙のほうにも協力いただいているのですが、150枚ほどの販売状況です。思ったより売れていないので、これからも地域に出てPRに努めたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

それから最後に、10月21日の土曜日なのですけれども、こちらはふるさとまつりの初日になります。21日の土曜日なのですが、ふるさとまつり、それから、期日前投票が重なるということで、この市役所周辺、文化会館、文化センターも含めて非常に車両も多くなりますので、文化センターのほうを全館臨時休館とさせていただきます。職員は出勤しておりますけれども、通常開館業務のほうは停止をいたします。よろしくお願いいたします。以上です。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○山本文化課長 11月、各部門の文化祭があります。小中学校の部であったりとか、大人の部のほうも芸能発表であったり、ダンスの発表であったり、音楽発表会であったり、11月をかけて各会場、小中学生については、コミュニティセンターで5日から始まるとか、それぞれあって、一覧表にして皆さんにお知らせしたいと思っています。各分野の日にちがまちまちなものですから、11月にかけてございますので、次回の教育委員会議では終了している部門も出ておりますので、事前にお知らせしたいと思います。

○井上教育長 よろしいですか。

○岡本教育総務課長 今の各課からの行事予定については、教育総務課のほうで一覧に落としまして、委員さんにはメールでお知らせをさせていただくような形でさせていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○井上教育長 お願いします。

それでは、ほかに。

○石亀委員 その他のその他の感じなのですが、文化祭に関しては、今年も表彰式はありますか。わかっていたら日程を教えてください。

○山本文化課長 表彰式はあります。日程については、今はわかりません。

○石亀委員 いつも12月の第1土曜日であったように思いますが、そんな感じなのでしょうか。

○山本文化課長 確認します。

○石亀委員 お願いします。

○井上教育長 ほかに。

○石亀委員 もう一つ。議会の報告をしていただいたのですが、議会の傍聴いたしましたので、感想を兼ねてよろしいでしょうか。

教育委員の活動についてということで、1日傍聴させていただきましたが、本当に議員さんは、私たちの活動について、本当に何もご存じないのでしょうかというふうに、まず思いました。文教民生の担当の議員さんもいると思いますが、懇談したいというリクエストも今まで一度もあつたことがないと思いますし、もう少し活動についてわかってご理解をいただいているといいのかなと思いました。岡本課長からもすごく整然といろいろと部長にお答えいただいたことを整理しておっしゃっていただいたのですが、何かそれだけでは私たちの活動が余りきちんと伝わったのかなという気持ちであります。

まず伺いたいのは、年間、私たちって何日ぐらい活動しているのかなということを改めて知りたいというふうに思いました。もちろん、手帳にはつけていますが、それぞれ定例会、下手をすると議員さんって果たして月1回の定例会議しか出ていないのではないかと思われているのじゃないかとか、研修ももちろん行っていますけれども、茂原だよとか、君津に行っていたときもあるよとか、そういった1日仕事ですよ、そういったことを具体的に知っていただきたい。議員さんたちは広報活動、チラシをいろいろ配られたり、それぞれの活動をアピールしていらっしゃいますけれども、私たちは活動費というか、そういったものもない中で活動をしているということもあります。個人個人でどういうふうに考えてこの委員活動をしているかということは、正確さとか、間違っただけ情報が誤解されて受けとめられてはいけないということもあるので、個人的な情報公開ということは控

えています。みんなそうだと思います。まず何日、私たち活動しているのかということはわかりますか。

○岡本教育総務課長 平成28年度の教育委員さんの活動実績ということなのですが、活動内容としましては、入学式であるとか、卒業式という公式行事のほかに学校訪問、あと、各種会議等々という形の活動を主にしていただきまして、それぞれの委員さんにおいて、年間40日から50日ぐらいの活動という形で捉えているところがございます。41から53日の活動で、平均にすると48日ぐらいの活動実績というふうに捉えているところがございます。部長の一般質問の中での回答もあったのですが、委員さんの活動については、できる限りうちのほうでもホームページ等作成しまして、ホームページ等でお知らせをしていきたいというふうには考えているところがございます。以上です。

○石亀委員 例えば学校訪問ですけれども、以前は3学期制であった時期もありまして、各学期に1回は行きましようということもありましたけれども、仕事をしながら委員をやっているというふうな方もあると、全部回れるかというところもそういうわけにもいかないときもあります。前は単独でも、委員だけで学校を訪問させていただいたこともあります。学校の私たちが行くということにご負担というのですか、学校も準備をされる負担もあるだろうということもあり、そうしているうちに2期制になってきて、年に2回ぐらいとなった時期もありましたが、今現在は、北総教育事務所の先生方がいらっしゃるときに同行させていただいているということになっています。そういったことですが、それも毎回、北総事務所の先生方がそこでおっしゃってくださっているのですけれども、他市町村では教育委員さんが一緒に行って、そういった学校訪問に同行されるということではなく、白井さんだけですというふうに。そのぐらい授業を見るだけであれば、本当にスピーディーに見ていかないと、なかなか大きなクラス数多い学校もありますし、じっくり見たいなということもあるにはあるのですけれども、限られた時間の中でそういった先生方のご指導がどういうふうに行われているかということも自分たちも勉強になるということもあって、できるだけ積極的に同行させていただきたいということもあって、それで、学校訪問を一緒にさせていただいています。

あと、今はそれほど私たちのほうからこういう学校に行きたいということも、本当に保護者の方から、今うちの学校のこういう状況をぜひ見ていただきたいのですとか、そういったことは個人的に話されることもあれば、そういうのも見たい、どうなのか知りたいというふうにもなります。それを私たちが解決できることがあれば、解決できればいいなという気持ちを持ってやっていると思います。そういう数字に出ないようなことも、具体的な行事としてあらわれないこともたくさんあると思いますので、そういったことをもう少し議員さんにも知っていただけたらと思います。下手をすると本当に、ご来賓のトップとして名前を呼ばれて、そこで挨拶をして、そういったふうに見られるのもちょっとどうかなというふうに思っています。

あと、例えば川嶋さんであれば、放課後子ども教室の立ち上げから3年間ずっと毎週、隔週月曜日活動されていますし、小林さんであれば、人権関係の会議等も、私たちの中から出ていただいたりすることもあるわけなので、そういったことも本当にたくさん活動をしているのではないかと、思っています。私たちのほうから議員さんにぜひ一緒に会を持ちましようというふうに言っているのかどうかというのはあると思いますが、本当に白井の学校だけではなくて、学校教育の充実、生涯学習、文化・スポーツ等、そういった活動の支援に向かって一緒にやっていくべ

きだと思しますので、そういう議会での一般質問のやりとりだけではなくて、現実、一緒に連携してできるようなこともあるのであれば、そういった機会を持って子供たちのためにできることもあるのかなというふうなこともちょっと議員さんの言葉とかやりとりを聞いていて思いました。今までもそういったことを聞く機会は、議会傍聴に行く機会はたくさんあったかと思しますので、今回も改めて久しぶりに傍聴してみまして、もうちょっと一緒にできるかどうかはわかりませんが、活動をお互い理解してやるという、ちょっと知っていただけたらなというふうに思いました。まとまらないのですけれども、思いましたので、今後、またそういった機会がありましたら、教育長をお願いします。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

吉田参事。

○吉田教育部参事 それでは、子供たちの活動の報告をと思います。

まず、南山中学校の2年生の白岩さんという方が、9月の16日に県で中学生の主張ということで参加されまして、特別賞。県の中で4番ということです。原稿をテーブルにも置かず、5分程度、テーマは言葉の重みということで、立派な発表をしておりました。

それから、今、中学校のほうが新チームになりまして、新人戦が始まっています。今日、報告のあった中では、大山口中学校のソフトボール部女子ですか、郡大会で優勝。それから、硬式テニスは中学校の数が少ないですから、直接県大会ということで、県で準優勝です。あと、南山中学校のバドミントン部の女子が団体戦で郡大会優勝。個人戦で男子のダブルスが優勝というような報告を受けております。まだこの後も新人戦続きますし、県大会もありますので、また子供たちの活躍の様子をお伝えできたらと思います。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これをもちまして、本日の会議は終了といたします。

次回は11月7日火曜日、午後2時からとなっております。

次回の議事の進行については、小林委員にお願いしたいと思しますので、よろしくお願いたします。本日はこれで終了いたします。

